

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの理解

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの基本認識
- (3) いじめの態様

2 いじめ防止のための取り組み

- (1) 未然防止及び早期発見を図る校内及び地域での取り組み

3 いじめが発生したときの校内体制

- (1) いじめが発生した場合の事実確認における留意点
- (2) いじめられた生徒、保護者の対応
- (3) いじめた生徒、保護者の対応
- (4) 保護者に対して
- (5) 学級及び他の生徒の対応
- (6) 継続した指導について
- (7) 保護者説明会の開催について

4 重大事態への対応

- (1) 発生の状況
- (2) 報告及び調査協力
- (3) 報道機関への対応

5 インターネットや携帯電話を使用したいじめの対応について

- (1) 未然防止のためには
- (2) 情報モラルに関する授業及び指導の際のポイント

6 いじめに関する相談機関リスト

参考資料・引用

別紙1 いじめ早期発見のためのチェックリスト

別紙2 ネットパトロール実施要項

別紙3 いじめ問題に対応する校内体制

別紙4 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応について

北海道美深高等養護学校あいべつ校

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

(2) いじめの基本認識

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- カ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている
- ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

(3) いじめの態様

ア 手段によるいじめ

言葉での脅し、冷やかし・からかい、持ち物隠し、仲間はずれ、集団による無視、暴力を振るう、たかり、お節介・親切の押し付け、いやな行為の強要、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷など

イ 動機によるいじめ

怒りや憎しみ、うっ憤晴らし、性格的な偏り、関心を引くため、隠された楽しみ仲間に引き入れるため、違和感から、その他

2 いじめの防止のための取り組み

(1) 未然防止及び早期発見を図る校内及び地域での取り組み

ア 生徒指導体制の充実

- (ア) 報告・連絡・相談の徹底強化
- (イ) 保護者への連絡等の徹底と継続的な連携強化（連絡帳の活用など）
- (ウ) 各関係機関（児童相談所など）との連携
- (エ) 毎日の登校での迎え、下校での見送りにおける様子確認
- (オ) 養護教諭との連携
- (カ) 「いじめ問題対応マニュアル」の作成・改善
- (キ) いじめ早期発見のためのチェックリスト（別紙１）を活用する
- (ク) いじめ実態調査アンケート（学期に１回程度）
- (ケ) 学級通信の充実
- (コ) 委員会活動・部活動の充実
- (サ) 校内環境の整備（いじめポスターなど校内掲示の工夫）
- (シ) 月１回のネットパトロール（別紙２）
- (ス) 携帯電話の使い方などに関する情報モラル教育の充実（情報の授業など）
- (セ) 学校評価におけるいじめの調査

イ 相談体制の充実

- (ア) 定期的な生徒面談（キャリアカウンセリング）
- (イ) 保健室の整備・話しやすい雰囲気づくり

ウ 関係機関との連携

- (ア) 中学校との情報交換及び連携
- (イ) 子育て相談室や児童相談室と連携したケース会議の開催
- (ウ) 相談支援機関（あそーとなど）への相談及び連携

エ 地域との連携

- (ア) 愛別町生徒指導連携協議会での情報交換及び連携
- (イ) 地域社会と連携した職場体験活動（デュアルシステム）
- (ウ) 地域の人との関わりや奉仕活動の充実及び参加（きのこの里フェスティバル、B & Gなど）
- (エ) 学校だより、HPを活用した地域への情報発信

3 いじめが発生したときの校内体制（別紙3）

(1) いじめが発生した場合の事実確認における留意点

- ア 関係した生徒からの事実確認（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした）をする
- イ 関係した生徒が複数の場合は、別々の部屋で行う
- ウ 生徒指導主事等が、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば担当者に、どこの部分を再度確認するのかを指示する
- エ 事実の確認は生徒指導主事等の指示で同時に終わるようにする。その後、関係の生徒を集めての事実の確認や指導を行う場合もある
- オ 必要に応じて、保護者に連絡する。特に、関係の生徒の帰宅時間が遅くなる場合は、家庭への連絡を行い、保護者の了承を得る

(2) いじめられた生徒、保護者の対応

ア 生徒に対して

- (ア) 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- (イ) 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える
- (ウ) 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- (エ) 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する

イ 保護者に対して（複数で対応）

- (ア) 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える
- (イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する
- (ウ) 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める
- (エ) 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える
- (オ) 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える

(3) いじめた生徒、保護者の対応

ア 生徒に対して

- (ア) いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する
- (イ) 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる

(4) 保護者に対して（複数で対応）

- ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える
- イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する
- ウ 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする

(5) 学級及び他の生徒の対応

- ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す
- ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- オ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる

(6) 継続した指導について

- ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- イ 個別相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める
- ウ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる
- エ いじめられた生徒、いじめた生徒も双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる
- オ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する

(7) 保護者説明会の開催について

ア 開催が必要な場合

- (ア) 一人の生徒を長期にわたって学級の多くの生徒がいじめており、学級全体の意識を変える必要がある場合
- (イ) 金品の要求や暴力など、いじめに伴う問題行動が学級全体に不安やおそれを感じ

- じさせ、深刻な影響を抱えている場合
- (ウ) いじめのことを面白がる感情が学級全体に広がっている場合
- (エ) 保護者の間で、いじめをめぐる情報が事実とは異なる内容で広がり、共通理解を得る必要がある場合

イ 開催する上での留意点

- (ア) 実施の時期を見極める
 - ・関係した生徒の保護者への対応を十分に行い、学校の解決策に理解が得られたことを見極める
- (イ) 関係した生徒の保護者に、事前に会のねらいを説明しておく
 - ・保護者会のねらいは、いじめに対して事実を正しく把握し、学級の生徒への必要な支援を学校と家庭が協力して行うことにあることを説明し、理解を図る
- (ウ) 組織的な対応
 - ・校長や教頭、生徒指導主事、学年など複数の教職員で対応する。場合によってはPTA会長等の同席を求め、今後の取組にPTAとの連携をお願いする

4 重大事態への対応

(1) 発生の状況

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている場合

- (ア) 生徒が自殺を図る
- (イ) 精神性の疾患を発症する
- (ウ) 身体に重大な障害を負う
- (エ) 金品等に重大な被害を被る

イ 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている場合

- (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
- (イ) 連続しない欠席の場合

(2) 報告及び調査協力

- ア 基本的には「いじめ問題に対する校内体制」と同様の対応及び道教委などへの報告、報道機関への対応
- イ 事実関係を明確にするため道教委設置の緊急調査組織の協力、実施
- ウ 当該生徒及び保護者に調査結果等の情報提供
- エ 調査結果の会議への報告
- オ 管内支援チーム関係機関への支援要請

(3) 報道機関への対応

- ア 正確な情報を提供する（推測による発信は避ける）
- イ 報道機関各社に対しては、公平な対応をする
- ウ 取材に対し、誠意をもって、迅速に対応する（特に記事の締め切り時間に配慮した情報提供に留意する）
- エ 学校の方針を伝えるという積極的な広報姿勢を堅持して、報道機関に対応する。
- オ 記者会見等にあたっては、文書によるコメントを準備する
- カ 報道機関の質問を全て正確に記録する
- キ 報道機関との対応の窓口を一本化する

5 インターネットや携帯電話を使用したいじめの対応について（別紙4）

（1）未然防止のためには

ア 保護者懇談等で伝えること

（ア）未然防止の観点から

- a 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと
- b インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- c 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

（イ）早期発見の観点から

- a 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

（2）情報モラルに関する授業及び指導の際のポイント

ア インターネットの特殊性を踏まえて

- （ア）発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- （イ）匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- （ウ）違法情報や有害情報が含まれていること
- （エ）書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- （オ）一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【生徒たちの心理】

匿名で書き込みができるな
…

自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…

あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちた

6 いじめに関する相談機関リスト

相談機関名	電話番号・E-mail	曜日・時間帯
北海道教育庁上川教育局 子ども専用メール相談	http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/izimemail.htm	メール相談 休日も可能（返信に時間がかかる）
	TEL 0166-46-5243 （保護者の受付も可能）	（月～金 9:00～17:00）
北海道立教育研究所 24 時間いじめ電話相談	TEL 0120-3882-56 （フリーダイヤル）	24 時間
	TEL 0120-3882-86 （フリーダイヤル）	毎日 10:00～17:00
	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	回答については、1 週間程度かかることがあります
北海道立特別支援教育センター	TEL 011-612-5030	月～金 9:00～17:00
	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	回答については、1 週間程度かかることがあります
北海道警察本部少年年課 少年相談 110 番	TEL 0120-677-110 （フリーダイヤル）	月～金 8:45～17:30
旭川東警察署 相談係	TEL 0166-34-0110	
旭川中央警察署	TEL 0166-25-0110	
法務局 子どもの人権 110 番	TEL 0120-007-110 （フリーダイヤル）	平日 8:30～17:15
旭川市不登校・いじめ相談室	TEL 0166-26-3226	面接・電話相談 月～金 8:45～17:00 電話相談のみ 月・木 17:00～20:00
家庭児童相談所 （旭川市子育て相談課）	TEL 0166-25-6418	月～金 9:00～16:00
旭川児童相談所	TEL 0166-23-8195	月～金 8:30～17:30

参考・引用資料

- ・いじめ問題に関する取組事例集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・文部科学省
- ・「いじめを早期発見し、適切に対応できる体制づくり
 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第一次）・・文部科学省
- ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
 （学校・教職員向け）・・・・・・・・・・・・・文部科学省
- ・いじめ問題に適切に対応するために・・・・・・・・北海道教育庁生涯学習部 学校安全・健康課
- ・学校における危機管理の手引き・・・・・・・・北海道教育庁生涯学習部 学校安全・健康課
- ・いじめ対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兵庫県教育委員会
- ・滝川市いじめ問題指導マニュアル
 ～いじめの未然防止・早期発見・対応等を図る校内体制の確立～・・・・・滝川市教育委員会

別紙 1

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある	☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子 ☐ わざとらしくはしゃいでいる ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない ☐ 顔色が悪く、元気がない ☐ 早退や一人で下校することが増える ☐ 遅刻・欠席が多くなる ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ☐ ときどき涙ぐんでいる ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	●昼食時 ☐ 好きな物を他の子どもにあげる ☐ 他の子どもの机から机を少し離している ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする ☐ 食べ物にいたずらされる
●授業中・休み時間 ☐ 発言すると友だちから冷やかされる ☐ 一人でいることが多い ☐ 班編成の時に孤立しがちである ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える ☐ 教職員の近くにいたがる ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	●清掃時 ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている ☐ 一人で離れて掃除をしている
	●その他 ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする ☐ 理由もなく成績が突然下がる ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す ☐ 服に靴の跡がついている ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている ☐ 手や足にすり傷やあざがある ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子	
☐ 多くのストレスを抱えている ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ ☐ 教職員によって態度を変える	☐ 教職員の指導を素直に受け取れない ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

別紙 2

北海道美深高等養護学校あいべつ校ネットパトロール実施要項

1 目的

生徒がインターネットのウェブサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう、インターネットコミュニケーションを見守る活動を行う。

2 ネットパトロールの内容

(1) 毎月末の週に実施する。

(2) 担当者が職員室内のデスクトップパソコンからインターネットにアクセスする。

ア アクセスする担当者は、キャリア推進部の情報教育担当者、キャリア指導部の生徒指導主事または生徒指導担当で輪番とする。

イ アクセスした時間と担当者名を記録して保管する。

3 ネットパトロールの方法

(1) インターネット上の検索エンジンを利用して、学校名又は学校名の略称等や、生徒個人名などを組み合わせるなどして検索し、表示されるウェブサイト内の書き込み内容等を目視により確認する。

4 ネットパトロール以外の取組

(1) 教職員は、生徒の携帯電話の所持率や使用内容を調査し、インターネットに係わる生徒の実態を把握する。

(2) 生徒への事前指導

ア インターネットで他人への誹謗中傷は犯罪行為であるため絶対に行わないこと

イ インターネット上に個人が特定できる情報や画像を記載しないこと。

ウ インターネットを使用する際には、トラブルに発展する内容の書き込み等を行わないこと。

5 不適切な書き込みを発見した場合

(1) 画面をデジタルカメラやプリントスクリーンで記録し、印刷をする。

(2) 教頭、担任、生徒指導主事及び関係者に報告し、生徒指導主事を中心に生徒への指導内容や保護者説明等について検討する。

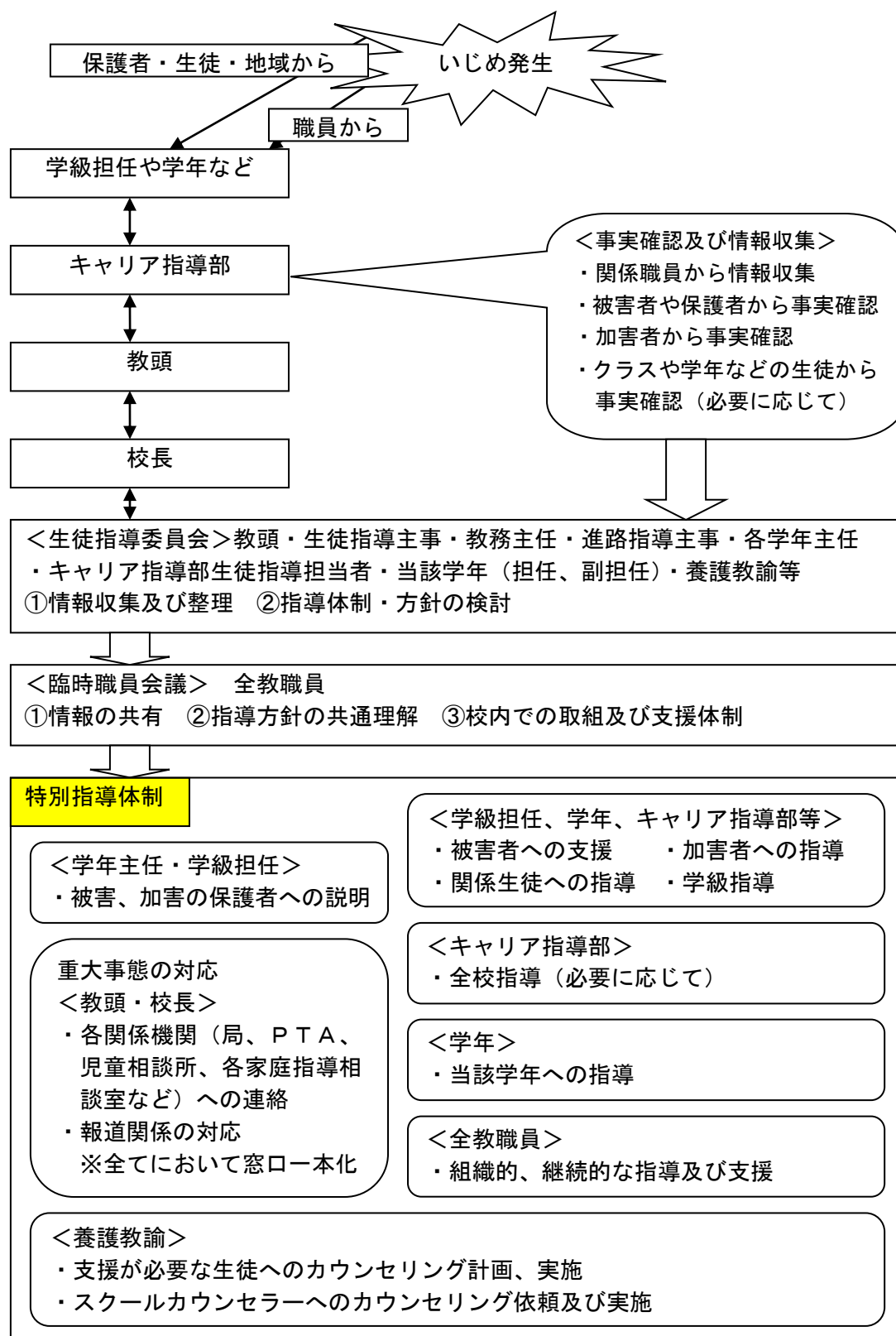
(3) キャリア推進部の情報教育担当者は、不適切な書き込みの削除をする。

ア 生徒個人で削除できる書き込み等については、生徒と一緒に削除をする。

イ 生徒個人で削除ができない場合は、掲示板の管理者やプロバイダ等に削除を依頼する。

(4) 教頭から校長に報告を行う。

いじめ問題に対応する校内体制



別紙 4

インターネットや携帯電話を使用したいじめの早期発見・早期対応について

○書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

※学校非公式サイト上の削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

・削除依頼等の詳細については、インターネットトラブル対応マニュアル誹謗・中傷対応要領（北海道警察本部・北海道教育委員会）を参照する
<http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/soshiki/kyouiku/kanri/weblink/trouble/taiou.pdf>

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

対応に困ったら

【チェーンメール転送先】

（財）日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

書き込み等の削除の手順（参考）

ネット上のいじめの発見
生徒・保護者等からの相談

①書き込みの確認

- ・掲示板のアドレスを記録
- ・書き込みをプリントアウト
- ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など

②掲示板の管理人に削除依頼

②により削除されない場合
管理人の連絡先が不明な場合

③掲示板のプロバイダに削除依頼

②、③の方法でも
削除されない場合

④関係機関への依頼

- ・削除依頼メールの再確認
- ・警察へ相談
- ・法務局、地方法務局に相談

削除確認

児童生徒・保護者等への説明

※ネット上のいじめへの対応についても、P1～P2の早期対応の取組が必要です。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらい、情報教育担当と連携しながら対応する。